

# 上越市建築物エネルギー消費性能の判定及び認定に関する要綱

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 建築物エネルギー消費性能確保計画の判定等（第3条・第4条）

第3章 建築物の建築に関する届出等（第5条）

第4章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第6条―第14条）

第5章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等（第15条―第20条）

第6章 雑則（第21条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定、法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び法第41条第2項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定に関し、法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物エネルギー消費性能確保計画 法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。
- (2) 省エネ適判建築物 法第12条第6項に規定する適合判定通知書の交付を受けた建築物をいう。
- (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画 法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。
- (4) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- (5) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

(6) 構造計算適合性判定 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。

(7) 構造計算適合判定通知書 建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書をいう。

## 第2章 建築物エネルギー消費性能確保計画の判定等

（軽微な変更に関する証明書の交付）

第3条 建築主又は国等の機関の長は、省令第11条の規定により計画の変更が省令第3条（省令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求めようとするときは、軽微変更該当証明申請書（第1号様式）の正本及び副本にそれぞれ省令第1条第1項に規定する図書のうち変更に係る図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、省令第3条の軽微な変更該当すると認めるときは、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書（第2号様式）に同項に規定する副本及びその添付図書を添えて、同項の規定による申請をした建築主又は国等の機関の長に交付するものとする。

3 前2項の規定は、認定建築主（法第36条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。）が、省令第29条に規定する計画の変更が省令第26条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める場合に準用する。この場合において、第1項中「第3条（省令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」とあるのは「第26条」と、「軽微変更該当証明申請書（第1号様式）」とあるのは「軽微変更該当証明申請書（第3号様式）」と、「第1条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、前項中「建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書（第2号様式）」とあるのは「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定による軽微変更該当証明書（第4号様式）」と読み替えるものとする。

（建築基準法に基づく完了検査申請書に添えるべき図書）

第4条 上越市建築基準法施行細則（昭和59年上越市規則第17号）第3条の2第1項第2号の建築主事が必要と認める図書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

(1) 法に規定する軽微な変更がある場合 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（第5号様式）

(2) 全ての省エネ適判建築物 次のいずれかの図書

ア 省エネ基準工事監理報告書（標準入力法用）（第6号様式）

イ 省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法用）（第7号様式）

第3章 建築物の建築に関する届出等

（所管行政庁が必要と認める図書）

第5条 省令第12条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- (1) 届出に係る一戸建ての住宅について、品確法第6条第1項に規定する住宅性能評価を行った場合 同項に規定する設計住宅性能評価書の写し
- (2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関が、申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）と同等以上の計画である旨の認証を行った場合 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に規定する第三者認証による評価書（建築物全体を評価しているものであって、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているものに限る。）の写し

第4章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による適合証の交付等）

第6条 法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（以下この章において「認定」という。）を受けようとする人又は団体は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関から法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類の交付を受けるものとする。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

- 2 申請に係る建築物が、品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合は、前項の書類の交付を受けることを要しない。

（所管行政庁が必要と認める図書）

第7条 省令第23条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 前条第1項の書類又は同条第2項の評価書の交付を受けている場合にあつては、当該書類又は評価書の写し
- (2) 法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合で、認定の申請に係る建築物が構造計算適合判定を要するものであると

きにあつては、構造計算適合判定通知書の写し

(申請の取下げ)

第8条 認定を申請した人又は団体は、申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下届（第8号様式）により、市長に届け出なければならない。

(認定しない旨の通知)

第9条 市長は、認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に規定する基準に適合しないと認めるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(取りやめる旨の届出)

第10条 認定建築主は、認定に係る建築物の新築等を取りやめるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定を受けた建築物の新築等取りやめ届（第10号様式）により、市長に届け出なければならない。

(工事の完了の報告)

第11条 認定建築主は、エネルギー消費性能向上建築物の新築等に関する工事が完了したときは、速やかにエネルギー消費性能向上建築物の新築等工事完了報告書（第11号様式）に認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の新築等に関する工事が行われた旨を確認することができる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(改善命令書)

第12条 法第38条の規定による命令は、改善命令書（第12号様式）により行うものとする。

(認定の取消通知)

第13条 法第39条の規定により認定（法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に限る。）を取り消したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書（第13号様式）により通知するものとする。

(名義変更の届出)

第14条 認定建築主は、認定を受けた建築物又は住戸の名義が変更になった場合は、速やかに建築物エネルギー消費性能向上計画認定を受けた建築物又は住戸の名義変更届（第14号様式）により、市長に届け出なければならない。

第5章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による適合証の交付等)

第15条 法第41条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定（以下この章（次項を除く。）において「認定」という。）を受けようとする人又は団体は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関から同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類の交付を受けるものとする。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。

2 申請に係る建築物が、次の各号のいずれかの書類の交付を受けている場合は、前項の書類の交付を受けることを要しない。

(1) 法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る省令第25条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定による認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

(3) 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し

(4) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

（所管行政庁が必要と認める図書）

第16条 省令第30条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、前条第1項又は第2項の書類の交付を受けている場合にあっては、当該書類（同条第2項の書類にあっては、その写し）とする。

（申請の取下げ）

第17条 認定を申請した人又は団体は、申請を取り下げようとするときは、建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取下届（第15号様式）により、市長に届け出なければならない。

（認定しない旨の通知）

第18条 市長は、認定の申請に係る建築物が法第41条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認めるときは、建築物のエネルギー消費性能に係る認定をしない旨の通知書（第16号様式）により通知するものとする。

（認定の取消通知）

第19条 法第42条の規定により認定を取り消したときは、建築物のエネルギー消費性能に係る認定取消通知書（第17号様式）により通知するものとする。

(名義変更の届出)

第20条 認定を受けた人又は団体（以下「認定所有者」という。）は、建築物のエネルギー消費性能に係る認定を受けた建築物の名義が変更になった場合は、速やかに建築物のエネルギー消費性能に係る認定を受けた建築物の名義変更届（第18号様式）により、市長に届け出なければならない。

第6章 雑則

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市建築物エネルギー消費性能の判定及び認定に関する要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市建築物エネルギー消費性能の判定及び認定に関する要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市建築物エネルギー消費性能の判定及び認定に関する要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年6月22日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年12月14日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市建築物エネルギー消費性能の判定及び認定に関する要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市建築物エネルギー消費性能の判定及び認定に関する要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

第1号様式（第3条関係）

（第1面）  
軽微変更該当証明申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者 住所（法人にあつては、所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅に係る部分に限る。）の変更が同令第3条の軽微な変更該当することを証する書面の交付を申請します。

- 1 適合判定通知書番号 第 号  
2 適合判定通知年月日 年 月 日  
3 適合判定通知書交付者

備考

- 1 申請は、判定棟単位で行ってください。
- 2 第2面から第6面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第1の第2面から第6面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。



第2号様式（第3条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書

第 年 月 日  
年 月 日

申請者

様

上越市長

印

年 月 日付けで申請のあった下記の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に限る。）の変更について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

申請年月日	年 月 日
建築物の位置	
建築物又はその部分の概要	

第3号様式（第3条関係）

（第1面）  
軽微変更該当証明申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者 住所（法人にあつては、所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が同令第26条の軽微な変更該当することを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定】

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定通知年月日 年 月 日

備考

- 1 申請は、判定棟単位で行ってください。
- 2 第2面から第6面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第1の第2面から第6面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

第4号様式（第3条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定による  
軽微変更該当証明書

第 年 月 日  
号

申請者

様

上越市長

印

年 月 日付で申請のあった下記の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第26条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

申請年月日	年 月 日
建築物の位置	
建築物又はその部分の概要	

第5号様式（第4条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書  
(第1面)

年 月 日

(宛先) 建築主事

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	
(4) 変更の内容	<input type="checkbox"/> A 省エネ性能が向上する変更 <input type="checkbox"/> B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更 <input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更（計画な抜本的な変更を除く。）
(5) 備考	
<p>(注意)</p> <p>1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第3面の別紙として添付してください。</p> <p>2 (4)の変更の内容において、Aにチェックした場合は第2面に、Bにチェックした場合は第3面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合は、軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。</p>	

(第2面)

[A 省エネ性能が向上する変更]

・変更内容は、チェックに該当する事項となる。

- ① 建築物高さ又は外周長の減少
- ② 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
- ③ 空調負荷の軽減となる外皮性能の変更
- ④ 設備機器の効率向上又は損失低下となる変更
- ⑤ 設備機器の制御方法の効率向上又は損失低下となる変更
- ⑥ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設
- その他 ( )

・上記チェックについて具体的な変更の記載欄

・添付図書等

(注意) 変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第3面)

[B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更]

・変更前のBEI = ( ) ≤ ( )

・変更となる設備の概要

空気調和設備  
変更内容記入欄

機械換気設備  
変更内容記入欄

照明設備  
変更内容記入欄

給湯設備  
変更内容記入欄

太陽光発電  
変更内容記入欄

・添付図書等

(注意) 変更となる設備は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第3面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(参考様式)

(第3面 別紙)

[空気調和設備関係]

次に掲げる (あ) 又は (い) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更
(あ) 外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加かつ窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加
外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加の確認
変更内容 <input type="checkbox"/> 断熱材種類 <input type="checkbox"/> 断熱材厚み 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ (方位 ) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %
窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加
変更内容 <input type="checkbox"/> ガラス種類 <input type="checkbox"/> ブラインドの有無 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ (方位 ) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %
(い) 熱源機器の平均効率について10%を超えない低下
平均熱源効率 (冷房平均COP)
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %
平均熱源効率 (暖房平均COP)
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %

(第3面 別紙)

[機械換気設備関係]

評価の対象になる室の用途ごとにつき、次に掲げる (あ) 又は (い) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更

(あ) 送風機の電動機出力について10%を超えない増加

室用途 ( )  
変更内容 機器の仕様変更 台数の増減  
変更前・変更後の送風機の電動機出力  
変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

室用途 ( )  
変更内容 機器の仕様変更 台数の増減  
変更前・変更後の送風機の電動機出力  
変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

(い) 計算対象床面積について5%を超えない増加 (室用途が「駐車場」又は「厨房」である場合に限る。)

室用途 ( 駐車場 )  
変更前・変更後の床面積  
変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

室用途 ( 厨房 )  
変更前・変更後の床面積  
変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %



(第3面 別紙)

[照明設備関係]

評価の対象になる室の用途ごとにつき、次に掲げる(あ)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更

(あ) 単位面積当たりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加

室用途 ( )

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力

変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

室用途 ( )

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力

変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

室用途 ( )

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力

変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

室用途 ( )

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力

変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

(第3面 別紙)

[給湯設備関係]

評価の対象になる湯の使用用途ごとにつき、次に掲げる(あ)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更

(あ) 給湯機器の平均効率について10%を超えない低下

湯の使用用途 ( )

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %

湯の使用用途 ( )

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %

湯の使用用途 ( )

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %

(第3面 別紙)

[太陽光発電関係]

下表に掲げる(あ)又は(い)のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更

(あ) 太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少

変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量

変更前 システム容量の合計値 ( )

変更後 システム容量の合計値 ( )

変更前・変更後のシステム容量減少率 ( ) %

(い) パネル方位角について30度を超えない変更かつ傾斜角について10度を超えない変更

パネル番号 ( )

パネル方位角  30度を超えない変更 ( ) 度変更

パネル傾斜角  10度を超えない変更 ( ) 度変更

パネル番号 ( )

パネル方位角  30度を超えない変更 ( ) 度変更

パネル傾斜角  10度を超えない変更 ( ) 度変更

省エネ基準工事監理報告書(標準入力法用)

(宛先) 建築主事

年 月 日

工事の監理状況を報告します。  
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容(以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。)

項目	報告事項	照会を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 外壁等を構成している建材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 窓の仕様、設置状況(ブラインドボックス、庇の設置状況を含む。)		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 空調設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 冷暖同時供給の有無		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 熱源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 蓄熱システムの仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 2次ポンプの仕様(流量制御方式を含む。)、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑥ 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑦ 2次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑧ 空調機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑨ 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑩ 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑪ 外気冷房制御の有無		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑫ 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑬ 全熱交換器のバイパス制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 換気設備	① 換気設備(換気代替空調機を含む。)の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 換気設備に係る各種制御(換気代替空調機を含む。)の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 照明設備	① 照明器具の消費電力、台数及び取付状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 各種制御の設置状況 【在室検知制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御】		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 給湯設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 太陽熱利用設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
7. 太陽光発電設備	① 太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② パワーコンディショナの仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
8. コージェネレーションシステム	コージェネレーションシステムの仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

【注意】

- 本様式は、「標準入力法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 「照会を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照会を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。  
A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会い確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

## 省エネ基準工事監理報告書(モデル建物法用)

(宛先) 建築主事

年 月 日

工事の監理状況を報告します。

この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

## 物件概要

建 築 主	
工 事 名 称	
敷地の地名地番	

報告内容(以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。)

項 目	報 告 事 項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 窓の仕様、設置状況(ブラインドボックス、庇の設置状況を含む。)		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 空調設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 全熱交換器のバイパス制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑥ 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 換気設備	① 換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 送風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 照明設備	① 照明器具の消費電力、台数及び取付状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 各種制御の設置状況 【在室検知制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御】		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 給湯設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
7. 太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

## 〔注意〕

- 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。  
A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

第8号様式（第8条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下届

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

次のとおり、建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請を取り下げたいので届け出ます。

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る受付番号及び申請年月日	第 号 ・ 年 月 日
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定による申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
認定に係る建築物の位置	上越市
取 下 げ の 理 由	

備考 それぞれの欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添付してください。

第9号様式（第9条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知書

第 号  
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画について、  
認定しないこととしたので通知します。

受 付 番 号	第 号
認定に係る建築物の位置	上越市
認 定 し な い 理 由	

(付記)

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第10号様式（第10条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定を受けた建築物の新築等取りやめ届

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

次のとおり、建築物エネルギー消費性能向上計画認定を受けた建築物の新築等を取りやめたいので届け出ます。

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号及び認定年月日	第 号 ・ 年 月 日
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定による申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
認定に係る建築物の位置	上越市

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号及び認定年月日の欄には、直前に交付された認定通知書又は変更認定通知書に記載されている認定番号及び認定年月日を記載してください。
- 2 それぞれの欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添付してください。



第11号様式（第11条関係）

エネルギー消費性能向上建築物の新築等工事完了報告書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

次のとおり、認定を受けたエネルギー消費性能向上計画建築物の新築等の工事が完了したので報告します。

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号及び認定年月日	第 号 ・ 年 月 日
認定に係る建築物の位置	上越市
工事完了年月日	年 月 日
認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の新築等に関する工事が行われた旨の確認をした建築士等	（ ）建築士（ ）登録第 号 住 所 氏 名 （ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号 所在地 名 称
工事中の軽微な変更	

添付書類

認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の新築等に関する工事が行われた旨を確認することができる書類 ※工事監理報告書等

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号及び認定年月日の欄には、直前に交付された認定通知書又は変更認定通知書に記載されている認定番号及び認定年月日を記載してください。
- 2 それぞれの欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添付してください。

第12号様式（第12条関係）

改善命令書

第 号  
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで認定した建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第38条の規定により、改善を命じます。

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号及び認定年月日	第 号 ・ 年 月 日
認定に係る建築物の位置	上越市
改善命令の内容	
履行期限	年 月 日

備考 履行期限までに改善措置が講じられない場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定が取り消されることがあります。

(付記)

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第13号様式（第13条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

上越市長 印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第39条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消したので通知します。

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号及び認定年月日	第 号 ・ 年 月 日
認定に係る建築物の位置	上越市
取消しの理由	

(付記)

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第14号様式（第14条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定を受けた建築物又は住戸の名義変更届

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

次のとおり、建築物エネルギー消費性能向上計画認定を受けた建築物の住戸の名義を変更したの

で届け出ます。

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号及び認定年月日	第 号 ・ 年 月 日
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定による申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
認定に係る建築物の位置	上越市
変更後の認定建築主の住所 変更後の認定建築主の氏名	住所（所在地） 団体名 氏名（代表者氏名）
変更前の認定建築主の住所 変更前の認定建築主の氏名	住所（所在地） 団体名 氏名（代表者氏名）

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号及び認定年月日の欄には、直前に交付された認定通知書又は変更認定通知書に記載されている認定番号及び認定年月日を記載してください。
- 2 それぞれの欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添付してください。

第15号様式（第17条関係）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取下届

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

次のとおり、建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請を取り下げたいので届け出ます。

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請の受付番号及び申請年月日	第 号 ・ 年 月 日
認定に係る建築物の位置	上越市
取 下 げ の 理 由	

備考 それぞれの欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添付してください。

第16号様式（第18条関係）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定をしない旨の通知書

第 号  
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった建築物のエネルギー消費性能に係る申請建築物について、認定しないこととしたので通知します。

受付番号	第 号
認定に係る建築物の位置	上越市
認定しない理由	

(付記)

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第17号様式（第19条関係）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

上越市長 印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第42条の規定により、建築物のエネルギー消費性能に係る認定を取り消したので通知します。

建築物のエネルギー消費性能に係る認定番号及び認定年月日	第 号 ・ 年 月 日
認定に係る建築物の位置	上越市
取消しの理由	

(付記)

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第18号様式（第20条関係）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定を受けた建築物の名義変更届

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

次のとおり、建築物のエネルギー消費性能に係る認定を受けた建築物の名義を変更したので届け出ます。

建築物のエネルギー消費性能に係る認定番号及び認定年月日	第 号 ・ 年 月 日
認定に係る建築物の位置	上越市
変更後の認定所有者の住所 変更後の認定所有者の氏名	住所（所在地） 団体名 氏名（代表者氏名）
変更前の認定所有者の住所 変更前の認定所有者の氏名	住所（所在地） 団体名 氏名（代表者氏名）

備考

- 1 建築物のエネルギー消費性能に係る認定番号及び認定年月日の欄には、直前に交付された認定通知書に記載されている認定番号及び認定年月日を記載してください。
- 2 それぞれの欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添付してください。